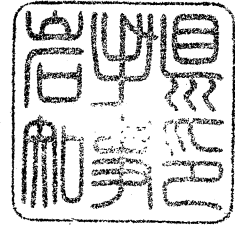


水振第 330 号  
令和 6 年 9 月 10 日

岩手海区漁業調整委員会  
会長 湊 謙 様

岩手県知事 達増 拓也



定置漁業権に係る休業中の漁業許可について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 88 条第 1 項に規定する休業中の漁業許可について、次のとおり漁業許可したいので、同法第 88 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課  
漁業調整担当（中井）  
電話：019-629-5819  
FAX：019-629-5824  
E-mail: ka-nakai@pref.iwate.jp

(案)

岩手県指令第 号  
住所 釜石市箱崎町第13地割4番地19  
氏名又は名称 萬漁業生産組合

令和6年8月30日付けで申請のあった定第204号(秋三丁目)の定置漁業権に係る休業中の漁業許可については、漁業法(昭和24年法律第267号)第88条第1項の規定により次の条件を付けて許可します。

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也

1 漁場の位置

釜石市箱崎町細浦地先(秋三丁目)

2 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.764分、東経141度58.863分

イ点 北緯39度21.116分、東経141度58.634分

ウ点 北緯39度21.212分、東経141度59.005分

エ点 北緯39度20.865分、東経141度59.070分

3 漁業の種類

定置網漁業

4 漁業の名称

さけ定置漁業

5 漁業時期

9月1日から翌年2月末日まで

6 許可の有効期間

許可の日から令和7年2月28日まで

7 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

付記1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。